

企業長等の給与等に関する条例

〔平成22年1月21日〕
〔条例第9号〕

改正 平成25年9月26日 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）の企業長及び副企業長（以下「企業長等」という。）の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類等)

第2条 企業長等の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 前項及び次条の規定にかかわらず、企業長等が三木市又は小野市の長である場合は、当該企業長等に対する給与は支給しない。

(給料及び手当の額等)

第3条 企業長等の給料、通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法については、企業団の議会の議決を経て、この条例で定める。

(旅費)

第4条 企業長等が公務のため旅行したときは、北播磨総合医療センター企業団職員の旅費に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第26号）の規定により旅費を支給する。

附 則

この条例は、平成22年1月21日から適用する。

附 則（平成25年9月26日条例第15号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。